



日英・EPAにおける輸入加糖調製品の取扱いについて

令和2年12月
特産調整部

1 日英特惠輸入証明書について

関税割当に代わり、日英特惠輸入証明書を措置。日EU・EPAの関税割当と同等の特恵を受けることができ、調整金が免除される（ただし、日EU・EPAの関税割当とは異なり、あらかじめ機構売買が必要）。

▣ P 2

2 ゼロ円売買・軽減売買について

2 - 1 適用を受けるための手続や調整金の負担割合は日EU・EPAと同じ。

▣ P 3～5

2 - 2 原産地規則は日EU・EPAと同じ。ただし、EUの原産品は英国の原産品とみなす。

▣ P 6～8

2 - 3 申込書の「適用」欄や売買用Webサイトの含糖率情報は、日英・EPAにおいても「EU」と表記。

▣ P 9～10

1. 日英特恵輸入証明書について

- 日英・EPAでは、日英特恵輸入証明書（以下、特恵証明書）を利用することで日EU・EPAの関税割当と同等の特恵を受け、調整金を免除することができる。
- 適用ラインは、H S 1806.10-110、H S 1901.90-219、H S 2005.40-191、H S 2005.51-191、H S 2101.12-111、H S 2101.12-246、H S 2101.20-246、H S 2106.90-252、H S 2106.90-281、H S 2106.90-282、H S 2106.90-284、H S 2106.90-510、H S 2106.90-590及びH S 2008.99-218 の14ライン。
- 特恵証明書の対象数量は「日EU・EPAの関税割当数量から日EU・EPAの関税割当を全輸入者が利用した数量を差し引いた数量（以下、残数量）」となる。
- 特恵証明書の適用を受けるにあたり、輸入者が行う手続は下記のとおり。

（輸入する年度）

- ① 特恵証明書の適用を受けようとする貨物について、輸入申告の前に他法令証明の観点から機構に売買を申込み、承諾を受ける。
- ② 当該貨物について、輸入の許可前引取り承認申請と共に輸入申告を行い、税関の承認を受ける。
- ③ 輸入の許可前引取り承認書を機構へ提出し、納付通知書の交付を受け調整金を納付する。

（輸入する次の年度）

- ④ 農水省へ特恵証明書の発給申請を行い、4月末までに発給を受ける。
- ⑤ 税関へ6月末までに特恵証明書を提出し、輸入の許可を受ける。
- ⑥ 機構へ輸入許可書、特恵証明書及び売買差額返還請求書を提出し、契約解除及び調整金の返還を受ける。

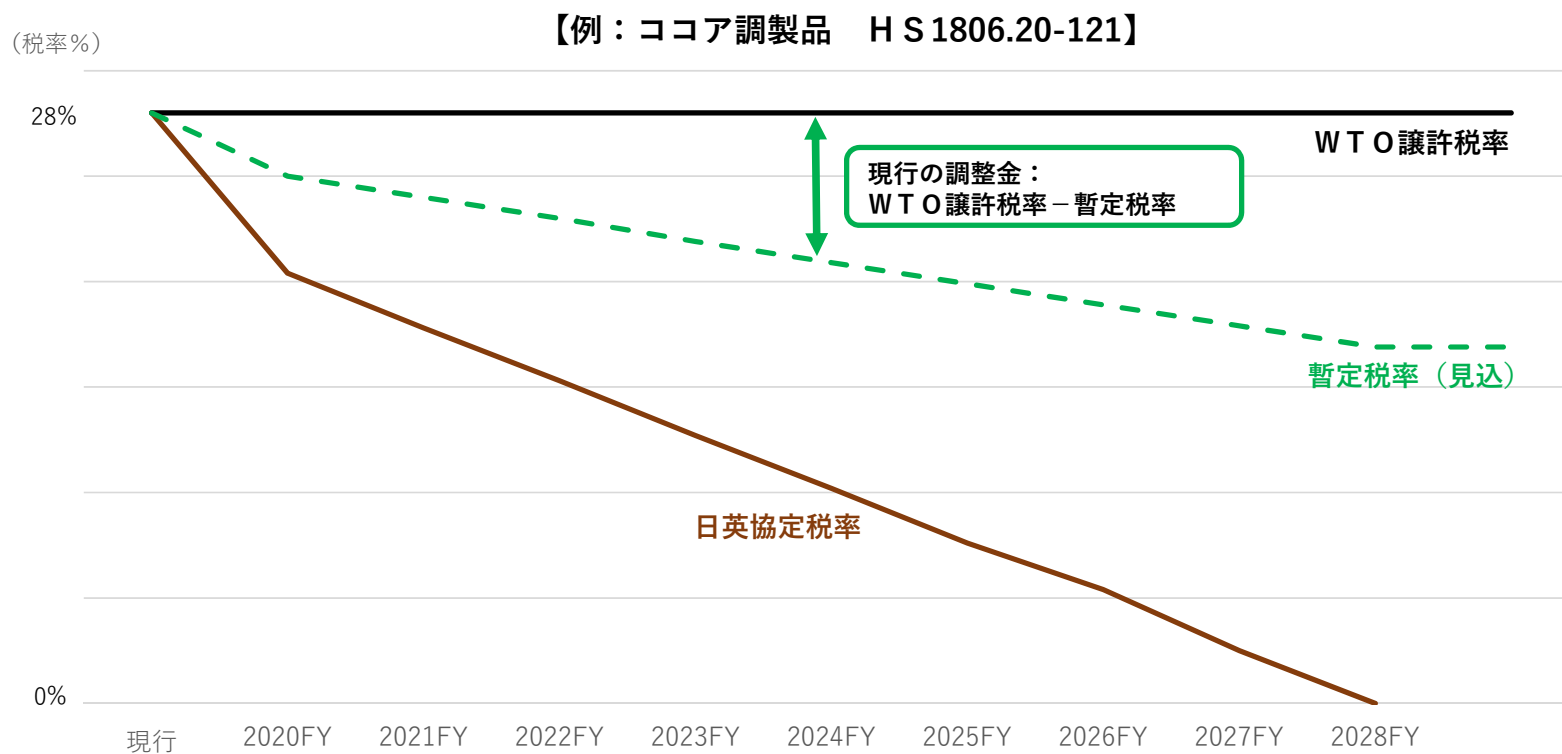
■例 ココア粉（1806.10-110）を令和3年度の特恵証明書を利用して輸入する場合

年度	令和3年			令和4年		
手順	① 売買 (対ALIC)	② 輸入の許可前 引取りの承認 申請・承認 (対税関)	③ 調整金の 納付 (対ALIC)	④ 特恵証明書の 申請・発給 (対MAFF)	⑤ 輸入の許可 (対税関)	⑥ 契約解除・ 調整金の返還 (対ALIC)
関税	25.8%				25.7%	
調整金	4%				なし	

※残数量が無い場合は特恵証明書の発給を受けることができません。
残数量があった場合、特恵証明書は引取承認された日の順で発給されるため、残数量を超えた分は発給されません。
特恵証明書の詳しい発給方法については、農水省までお問い合わせください。

2-1. 調整金がゼロ円となる売買

- 手続や調整金の負担割合は日EU・EPAと同じ。
- 適用ラインはH S 1806.20-121、H S 2101.11-110及びH S 2106.10-219の3ライン。
- 日英・EPAにおいて、英国産（EU産）として原産地規則を満たすものについては「暫定税率 > 協定税率」となるため、協定税率分を関税で負担することとなり、調整金は発生しない。
- なお、当該3ラインは輸入申告の際に承諾書が必要となるため、調整金がゼロ円でも売買が発生する。



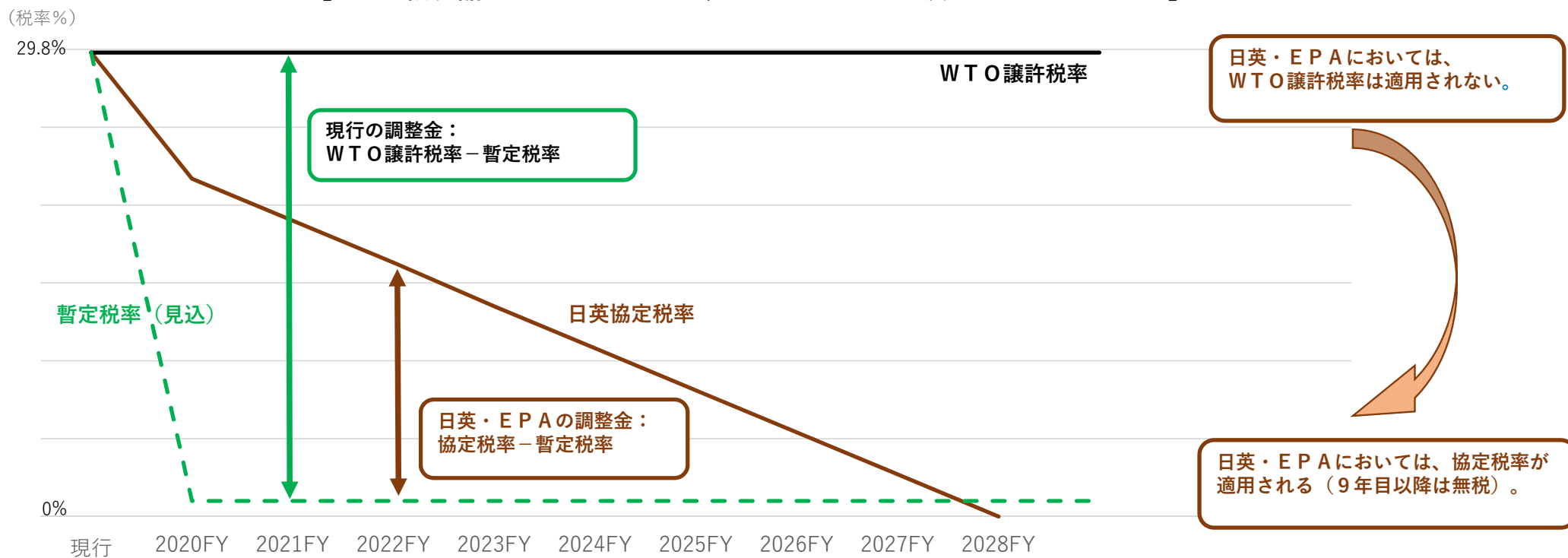
日英・EPAにおいては、WTO 譲許税率は適用されない。

日英・EPAにおいては、協定税率が適用される（9年目以降は無税）。

2-1. 調整金が軽減される売買

- 手続や調整金の負担割合は日EU・EPAと同じ。
- 適用ラインはH S 1806.20-112、H S 1806.32-212及びH S 1806.90-212の3ライン。
- 英国産（EU産）として原産地規則を満たすものについては、調整金の上限がWTO譲許税率－暫定税率ではなく、協定税率－暫定税率に軽減される。
- 9年目以降は、協定税率がゼロとなることから無税（調整金を含む）となる。

【ココア調製品：H S 1806.20-112、H S 1806.32-212及びH S 1806.90-212】



2-1. ゼロ円売買及び軽減売買の対象となる6ラインの調整金負担割合

- 下記6ラインがゼロ円売買及び軽減売買の対象となる。

品目	HSコード		適用（注1）	調整金（2020FY）	区分（注2）	
ココア調製品	1806.20-121	2 kg超、液・粉・粒状のもの	日英・EPA	▶ 協定税率20.4% - 暫定税率25.0% = △4.6%（0円）	ゼロ円売買	
			通常	▶ 譲許税率28.0% - 暫定税率25.0% = 3.0%		
	1806.20-112	2 kg超、塊・板・棒・ペースト状のもの	日英・EPA	▶ 協定税率21.7% - 暫定税率 1.0% = 20.7%	軽減売買	
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
	1806.32-212	2 kg以下、塊・板・棒のもの	日英・EPA	▶ 協定税率21.7% - 暫定税率 1.0% = 20.7%		
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
	1806.90-212	2 kg以下、液・粉・粒状・ペースト状のもの	日英・EPA	▶ 協定税率21.7% - 暫定税率 1.0% = 20.7%		
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
コーヒー調製品	2101.11-110	コーヒーのエキス・エッセンス・濃縮物	日英・EPA	▶ 協定税率16.8% - 暫定税率 16.9% = △0.1%（0円）		ゼロ円売買
			通常	▶ 譲許税率24.0% - 暫定税率 16.9% = 7.1%		
その他調製品	2106.10-219	タンパク質濃縮物、ミルク成分30%未満	日英・EPA	▶ 協定税率15.2% - 暫定税率 15.3% = △0.1%（0円）		
			通常	▶ 譲許税率21.0% - 暫定税率 15.3% = 5.7%		

注1：日英・EPA協定税率を適用するためには、協定書に規定する原産地規則を満たすことを充足する原産品申告書等の提出が必要。

注2：区分欄のゼロ円売買とは調整金がゼロ円で承諾書を発行するもの、軽減売買とは調整金の徴収上限がWTO譲許税率ではなく協定税率が適用され通常と比べ調整金が軽減されるもの。

- 日英・EPAにおいては、テキスト第3章原産地規則及び原産地手続に規定。
- この章の第3・2条原産品の要件において、次の3つの製品のいずれかであって、要件を充足すれば「原産品」にあたることを定めている。

(A) 【完全生産品】

当該製品が、適用する協定において完全に得られた製品

(B) 【原産材料のみから完全に生産される製品】

すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が適用する協定上の原産品である製品

(C) 【実質的変更基準を満たす製品】

日本又は英国（EU）の領域において非原産材料を使用して生産される製品であって、付属書3-B品目別原産地規則（PSR）に定める全ての関連する要件を満たすもの

- また、EUの「原産品」は、英国の「原産品」として認めることを定めている。

（日EU・EPAにおいては、英国の「原産品」は、EUの「原産品」と認められません。）

参考：第3・5条

2 欧州連合の原産品とされる製品は、締約国において付属書3-Cに規定する統一システムの類及び項に分類される他の製品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなす。

第18類 ココア及びその調製品の品目別原産地規則（PSR）

品目名（製品）	原産地規則	変更基準
18.06 チョコレート その他のココアを含有する調製食料品	第18類第6項への製品は、CTH（他の項（4桁レベル）の材料からの変更）。ただし、次のすべての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第4類及び第19類第1項の非原産材料の総重量が製品の重量の10%を超えないこと。 生産において使用される第17類第1項及び第2項の非原産材料の総重量が製品の重量の30%を超えないこと。	関税分類

類（上位2桁）の変更=CC (Change in Chapter)
 項（上位4桁）=CTH (Change in Tariff Heading)
 号（上位6桁）=CTSH (Change in Tariff Sub-Heading)

第17.01項（砂糖） + 第18.05項（ココア粉） = 第18.06項（加糖ココア粉）

参考：第3・6条許容限度

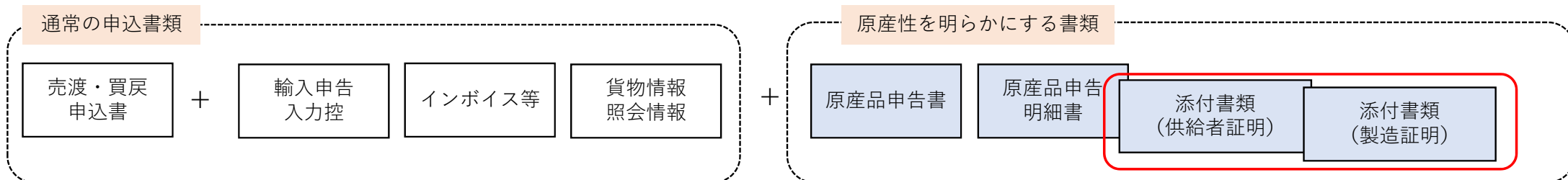
1 製品の生産において使用される非原産材料が付属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該製品は、締約国の原産品とみなす。

(a)統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される製品については、全ての非原産材料の価額が当該製品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。

- 商品1個当たりの重量が1キログラムのもので以下の配合率のものを例にとると、
 - ・ 砂糖の非原産品の使用割合が300グラム未満、
 - ・ 全脂粉乳（乳製品）の非原産品の使用割合が100グラム未満のものであれば、品目別原産地規則（PSR）を満たすことが可能。

成分表	比率	分類	重量	非原産割合
砂糖	60%	17類第1項	600グラム	1000グラム×30%を超えない=300グラム以下
ココアバター	20%	18類	200グラム	－
全脂粉乳	15%	4類	150グラム	1000グラム×10%を越えない=100グラム以下
カカオマス	4%	18類	40グラム	－
香料	1%	33類	10グラム	－
計			1000グラム	

2-2. 原産性を明らかにする書類



- 原産品申告明細書には、輸入者が提供できる範囲において供給者証明（サプライヤー証明）及び製造者証明（これらは新たに資料を作成するものではなく、可能な限り既存の資料に基づくもの）を添付。
- インボイス、契約書、製造工程表、原産と非原産材料の割合が記載された総仕分表のようなものを想定。

	区分	位置づけ	記載事項	様式
1	● 供給者証明	● 砂糖、ココア、乳製品等の材料の原産と非原産地の割合を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 加糖調製品製造事業者（ブレンダー）への仕入書の番号、納品の日付、納品した材料の数量 ● 納品した材料の重量ベースでの原産と非原産の割合 ● 供給者証明の作成者の名称・氏名（印又は署名） 	● 任意様式
2	● 製造者証明	● 供給者証明に基づき仕入れた材料を基に、輸出した加糖調製品を製造したこと及び原産地規則を充足していることを証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給者（原料製造者又は納入業者）からのインボイスに基づく仕入れの番号、納品の日付、納品した材料の数量 ● 商品のイングレ（含糖率登録済みの商品は省略可）、商品名・商品番号及び製造数量（当該商品のロット番号等のトレースできるものを含む） ● 製造者証明の作成者の名称・氏名（印又は署名） 	● 任意様式

2-3. 売渡・買戻申込書（記載例）

- 日英・EPA税率の適用を受けるものは、原産地欄に「イギリス」が記載されるとともに、適用欄に「EU」が記載される（「英国」とは表示されません）。一方、適用を受けないものは、適用欄に「-」を記載。

(別紙第3号様式)

輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

年 月 日

通知者

輸入申告者

申込者

名称

名称

住所

名称

役職・氏名

(印)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入加糖調製品を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入加糖調製品売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、買入・売戻契約の変更が必要となることについて了知します。

記

加糖調製品糖平均輸入価格	加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 (コード)	売買差額合計
115,341円	1月1日から3月31日まで	東京税関本関	令和3年1月4日	111 2222 3333	〇〇〇〇	139,750円

	種類	統計品目番号	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準となるべき価格	原産地	-	適用
				単価	金額	単価	金額					
1	ココア調製品	1806.20-121	0.250M/T	443,849円	110,962円	443,849円	110,962円	0円	250,000円	イギリス		EU
2	ココア調製品	1806.20-121	0.250M/T	443,849円	110,962円	473,849円	118,462円	7,500円	250,000円	イギリス		-
3	ココア調製品	1806.32-212	0.500M/T	1,483,305円	741,652円	1,586,805円	793,402円	51,750円	250,000円	イギリス		EU
4	ココア調製品	1806.32-212	0.500M/T	1,483,305円	741,652円	1,627,305円	813,652円	72,000円	250,000円	イギリス		-
5												

輸入加糖調製品 売買申込編集

3. 輸入申告する物品

- 物品削除

HSコード・糖種 必須	1806.20-112 : ココア調製品 (塊・板・棒・ペースト状) (2kg以上) ▼
原産地 必須	イギリス ▼
売買数量 (輸入申告数量) 必須	<input type="text"/> M/T
CIF価格 必須	<input type="text"/> 円
砂糖含有率 (加重平均)	

含糖率(加重平均)を計算するため商品別数量を入力してください

検索して含糖率を入力
含糖率一覧を全て表示
入力した含糖率のみ表示

必須		含糖率一覧									
No.	数量(M/T)	含糖量(M/T)	番号	商品名	商品コード	含糖率(%)	原産地	日EU	証明日	製造メーカー	備考
1	<input type="text"/>		14	cocoa paste1	cocoa paste1	56.00	イギリス				
2	<input type="text"/>		15	cocoa paste2	cocoa paste2	56.00	イギリス	適用			
3	<input type="text"/>		23	cocoa paste3	cocoa paste3	55.00	イギリス				
合計			含糖率 (加重平均)				0				

+ 物品を追加

申し込む物品が多い場合、入力欄を追加できます。

上記物品を申込み

選択されたHSコード・糖種の詳細入力欄を表示します。

価格を計算し次に進む

入力された物品内容で、価格を計算します。

- 日英・EPAの適用がなされた商品は、売買申込ページの含糖率選択画面の「日EU」欄が「適用」と表示されます。
※商品の状態は含糖率管理画面から確認することもできます。
- 「適用」の商品は、調整金が免除又は軽減されます。
※「適用」の商品であっても、税関が輸入申告時に「日英・EPAの関税の譲許の便益を受けることができない」と判断した場合は、調整金を追納して頂く場合があります。
- 統計品目番号や原産品の申告状況に応じて運用が異なります。「日EU」欄が空欄の商品で、調整金の免除又は軽減を受けたい場合はお気軽にご相談ください。